

佐賀市上下水道事業経営審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に
関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 審議会は、本市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ合理的な運営、健全な経営その他佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項について、次条に規定する委員である市民、有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを目的とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、有識者その他管理者が適当と認める者の中から管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、議事の進行を担任する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその担任を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、管理者が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員は、必要があるときは、議事に關係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(意見報告)

第7条 会長は、第3条に定める委員が審議し意見した結果を、管理者へ報告するものとする。

- 2 管理者は、前項の報告を受けたときは、その意見聴取した結果を尊重し、上下水道事業の運営及び経営に反映させていかなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水循環部総務課において処理する。

(報償の額)

第9条 委員に対する報償の額は日額5,630円とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。